

受水槽水道の届出について

設置の届出

1 注意事項

(1) 受水槽水道（簡易専用水道、小規模受水槽水道）の設置工事を行う場合は、工事前に受水タンク工事届と併せて設置届を水道局センター（工事係）に提出してください。

1つの水栓番号に対して、複数の受水槽水道を設置する場合、2つ目以降の受水槽水道の情報は継続紙に記入してください。

(2) 届出の控えが必要な場合には、あらかじめコピーなどを作成しておいてください。

2 設置届の書き方

※橙色及び青色の枠内は記入しないでください。

様式第1号(第3条関係)

建築物衛生法 第 号	施設No.	届出No.
届の受理に関する項 部長 課長 係長 係	公開の状況 公開 部分公開 非公開	受付印 公開の状況
情報の公開条第10条第 号に該当	分類 06・26・03・05	保存 常用 1年
次の届を受理してよろしいか伺います。	起案	決裁

受水槽水道 設置届 変更届

受付年月日 (水通期) . . .

受付番号 (水通期)

神戸市保健所長 あて

届出者	住所:
※法人の場合、 またる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名	氏名:
	電話:

下記のとおり、 受水槽水道を設置した 届出事項に変更があった ので、神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱第3条第 1 2 項の規定に基づき、届け出ます。なお、未定とした項目については、内容が決定次第、速やかに届け出ます。

番号	届出事項に変更がある場合は、該当する事項の番号に○をつけ、変更後の内容を記入して下さい。 (◎の事項は変更の有無に関わらず、必ず記載すること)	
◎	水栓番号	
◎	建築物	所在地
①	名称	電話
②	設置数	低置タンク () 基 高置タンク・高架タンク () 基
③	設置者	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ (その場合、住所・氏名の記載不要) 注)設置者は、受水槽水道の所有者又は所有者以外の者で、当該給水設備の管理について権限を有する者をいう。
	<input type="checkbox"/> 未定	
	住所	
	氏名	電話
④	管理者	<input type="checkbox"/> 届出者と同じ (その場合、住所・氏名の記載不要)
	<input type="checkbox"/> 未定	
	住所	
	氏名	電話
⑤	建築物の主たる用途 (該当する数字を○で囲む)	利用者数
	1. 住宅(共同) 2. 住宅(個人) 3. 学校 4. 店舗 5. 工場 6. 病院 7. ホテル・旅館 8. その他()	1日平均()名、 うち居住者()名、 ()世帯
⑥	棟数	() 棟

保健福祉局 所轄衛生監視事務所 保管分 (2/2)

水栓番号

○新規（設置工事）の届出を行う場合は、空欄にしてください。

設置者

○設置者とは、受水槽水道を設置する者で、一般的にはその建物の所有者を指します。所有者以外の者で、当該給水設備の管理について権限を有する者が設置者となる場合もあります。

○設置届出時に未定の場合は、未定欄にチェックしてください。工事検査時等に再確認させていただきます。

○分譲マンションの場合は、管理組合を設置者としていただくことができます。

○法人又は団体の場合は、代表者名を省略し、法人又は団体の名称及び代表者の職名（代表取締役、理事長など）をもって設置者として届け出ることができます。

管理者

○管理者とは、受水槽水道の維持管理に直接携わる人のことで、設置者の委託を受けた管理会社、自社の施設管理部、担当者などを記入してください。

○設置届出時に未定の場合は、未定欄にチェックしてください。工事検査時等に再確認させていただきます。

利用者数

○建物の利用者数の概算を記入してください。

棟数

○同一水栓番号の受水槽水道が設置されている建物の棟数を記入してください。（学校や病院等において、同一水栓番号で管理されている受水槽水道が複数存在する場合があります。）

廃止の届出

1 注意事項

- (1) 廃止届を水道局センター（工事係）あてに提出してください。
- (2) 届出の控えが必要な場合には、あらかじめコピーなどを作成しておいてください。
- (3) 廃止とは、建物の建て替え（取り壊し）や、水道直結化工事等を行った結果、同一水栓番号の受水槽全てが撤去されることを指します。建物が使用されなくなったことにより、受水槽水道が使用されなくなった場合は、休止・再開の手続きを行ってください。

休止・再開の届出

1 注意事項

- (1) 受水槽水道は残っているが、建物を使用しなくなった等により受水槽水道を使用しなくなった場合は、休止・再開届を衛生監視事務所あてに提出してください。
- (2) 届出の控えが必要な場合には、あらかじめコピーなどを作成しておいてください。

【参考】（左：廃止届、右：休止・再開届）

様式第2号（第3条関係）

建築物衛生法 第 号	施設 No.	届出 No.
届出の受理に関する印 所長 課長 課長 課長	公開の状況 公開 (部分公開) 非公開	衛生監視事務所受付印
次の届を受理してよろしいか伺います。	分類 05-26-03-05	保存 期間 1年
決裁 年 月 日	保存 期間 1年	

様式第3号（第3条関係）

建築物衛生法 第 号	施設 No.	届出 No.
届出の受理に関する印 所長 課長 課長 課長	公開の状況 公開 (部分公開) 非公開	受付印
次の届を受理してよろしいか伺います。	分類 05-26-03-05	保存 期間 1年
決裁 年 月 日	保存 期間 1年	

受水タンク（受水槽水道） 廃止届

神戸市保健所長
神戸市水道事業管理者 あて

届出者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

届出者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ）

建築物所在地

建築物名称

水栓番号

受水槽水道を廃止したので、神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱第3条第2項の規定に基づき、届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止理由	建物取り壊し・水道直結化・その他（ ）

※受水タンクの廃止とは、同一水栓番号の受水タンクの配管タンク・高圧タンクの全ての撤去とします。

水道局センター受付印

水道局センター → 衛生監視事務所

休止・再開届

神戸市保健所長 あて

届出者住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

電話番号（ ）

届出者氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

建築物所在地

建築物名称

水栓番号

受水槽水道の使用を（休止・再開）したので、神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱第3条第3項の規定に基づき、届け出ます。

1	休止期間及び理由	理由： 年 月 日 から 年 月 日
2	再開年月日	年 月 日

○添付資料

同一水栓番号の受水槽水道を複数設置している場合は、使用を休止又は再開した受水槽の場所を明示した見取り図。

届出先

【水道局センター】

区域	センター名	所在地	電話番号
東灘区・灘区	東部センター	東灘区田中町5丁目3-23	078-451-2040
中央区・兵庫区	中部センター	中央区橋通3丁目4-2	078-341-0144
北区	北センター	北区日の峰1丁目14-1	078-582-3674
長田区・須磨区	西部センター	須磨区大池町5丁目6-30	078-732-2601
垂水区・西区	垂水センター	垂水区本多間2丁目11-1	078-783-8784

【衛生監視事務所】

区域	衛生監視事務所名	所在地	電話番号
東灘区・灘区・中央区	東部衛生監視事務所	中央区雲井通5-1-1（中央区役所内8階）	078-232-4651
兵庫区・長田区・須磨区	西部衛生監視事務所	長田区北町3-4-3（長田区役所内5階）	078-579-2660
北区	北衛生監視事務所	北区鈴蘭台北町1-9-1（北区役所内 鈴蘭台駅前再開ビル5階）	078-593-3250
垂水区	垂水衛生監視事務所	垂水区日向1-5-1（垂水区役所内2階）	078-708-6230
西区	西衛生監視事務所	西区玉津町小山字川端180-3（西区役所内3階）	078-929-0550

受水槽水道の衛生管理について

受水槽水道は、有効容量(運用容量)によって以下のとおり区分されています。

- ・10m³超:簡易専用水道
- ・10m³以下:小規模受水槽水道

それぞれ、水道法、神戸市受水槽水道衛生管理要綱で1年以内に1回の定期清掃及び定期検査(水道法第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣登録検査機関による検査)を実施するよう規定されています。

【神戸市を検査区域とする厚生労働大臣登録検査機関一覧】(平成30年4月1日時点)

検査機関名	電話番号
公益財団法人兵庫県予防医学協会	078-856-7216
一般財団法人神戸市水道サービス公社	078-733-5298
一般社団法人姫路市医師会	079-295-3366
日本水処理工業(株)	06-6363-6330
(株)総合水研究所	072-224-3532
エスク(株)	072-871-1065
(株)日吉	0748-32-5111
(株)ケイ・エス分析センター	0721-20-5611

検査機関名	電話番号
一般財団法人関西環境管理技術センター	06-6583-3262
(株)近畿環境衛生センター	0742-63-5288
関西環境科学(株)	079-228-1941
日本メンテナンスエンジニアリング(株)	078-335-1280
(株)タイヨー	06-6434-5801
日東化学工業(株)	093-451-2711
日本水道システム(株)	0798-64-8258
(株)HER	0790-49-3221

【参考】

水道法(昭和32年法律第177号)抜粋

第4章の2 簡易専用水道

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)抜粋

第4章 簡易専用水道

(管理基準)

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱 抜粋

(小規模受水槽水道の設置者等の責務)

第4条 小規模受水槽水道の設置者及び管理者は、次の各号に掲げる管理基準を遵守し、給水設備の維持管理を行うとともに、この要綱に基づいて行われる指導に協力するものとする。

- (1)貯水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- (2)有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために、給水設備の定期的な点検、補修等必要な措置を講じること。
- (3)給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、必要な事項について速やかに水質検査を行うとともに、その原因究明に努めること。
- (4)供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させるとともに、保健所長にその旨を通報すること。

(小規模受水槽水道の管理状況の定期検査)

第5条 受水槽の有効容量の合計が3立方メートルを超える小規模受水槽水道の設置者は、給水設備の管理状況について、1年以内ごとに1回、定期に検査機関の検査を受けるものとする。

2 受水槽の有効容量の合計が3立方メートル以下の小規模受水槽水道の設置者は、前項の規定に従い、給水設備の管理状況の定期検査を受けるように努めるものとする。

3 第1項に規定する定期検査の内容は、別に定める点検項目のとおりとする。